

はいずれもうなづける。しかしもう一点、資金運用それ自体の位置づけについての哲学が追加される必要がある。

つまり、積立金運用ということは、本来、年金「保険事業」の一環として位置づけるべき性格のものだ、という点である。

年金事業は、提言も指摘するように、被保険者の適用、永年に及ぶ保険料の徴収、年金の給付を行うが、これら一連の保険事業は有機的な関連づけの「体系」の中で実現されねばならない。国庫負担を基礎年金部分に限り、所得比例年金部分は保険料と積立金運用収入のみでまかなう新制度の下では、なおさらである。保険料の集積である積立金の運用は、保険料負担の軽減につながるよう高利でなされ、高齢社会における国民生活の安定に資する必要があることがわかる。高利運用の要請は、こうして制度間の格差是正の面をこえて、年金保険事業の一環としての意義をもつ。

さらに考えるべきは、年金積立金が巨額化したために生ずる「金融資本市場」との相互依存性という局面である。厚生・国民年金の積立金は、昭和49年度に10兆円の大台にのせて以降、55年度には30兆円、60年度には50兆円台を突破するという上昇ぶりである。

こうした年金積立金は、第1に、もともと低利の財政投融资原資の供給のために創設されたものではない。第2にそれは、強制徴収による保険料の集積であって、財政投融资制度と共に発展してきた郵便貯金資金の任意性貯蓄とも性格を異にする。したがって年金資金は、あくまでその特性にふさわしい運用がはかられるべきで、年金財政の基盤強化に寄与し、また安全・確実を第一義に、可能なかぎりの高利自主運用がなされるのがスジである。

金融自由化と経済環境の変化の中で財政投融资の見直しが必要となっている際この要請は強まるが、しかし同時に第3に、年金資金は公的資金でもある。その長期で膨大な資金は、民間の金融資本市場を混乱させてはならず、国民経済の金融市場の発展に資する配慮を要する。年金制度は、こうして、広い視野のひろがりの中で考えられるべき性格をもつのである。

(みやざわ・けんいち 一橋大学教授・本研究所参与)